

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(委員会の設置)

第 1 条 四條畷市交野市清掃施設組合管理者（以下「管理者」という。）は、新ごみ処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に関する調査、研究及び検討
- (2) 基本計画の素案の作成
- (3) 基本計画の素案の管理者への提言

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が選任する。

- (1) 学識経験者(2 人)
- (2) 関係市市民(四條畷市 6 人以内、交野市 6 人以内)
- (3) 関係市等職員(5 人以内)

3 前項第 2 号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条第 3 号に規定する事務が終了した時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、学識経験者である委員のうちから委員会で互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでは管理者が招集する。

2 委員会は、原則公開とする。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(処理方式検討委員会への依頼)

第 7 条 委員会は、基本計画のうちごみ処理施設の処理方式については、新ごみ処理施設処理方式検討委員会にその内容の検討を依頼し、その検討結果の報告を受けるものとする。

(委員報償)

第 8 条 委員に報償金を支給する。

2 前項に規定する報償金の額は、管理者が別に定める。

(庶 務)

第 9 条 委員会の庶務は、資源循環施設整備室が行う。

(雑 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

この要綱は平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 1 月 28 日から施行する。